国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令 和 ８ 年 １１ 月 ２０ 日
航空局航空ネットワーク企画課

高知空港ビル(株)の旅客取扱施設利用料の上限認可について

空港法第 15 条に規定する指定空港機能施設事業者である高知空港ビル株式会社からの旅客取扱施設利用料(※)の上限認可申請について、同法第 16 条に基づき、本日(11 月 20 日)付で認可しました。
※旅客取扱施設利用料…空港の旅客ターミナルビルの利用対価として、航空旅客から徴収する料金。

1. 空港の名称　高知空港

2. 申　請　者　高知空港ビル株式会社

3. 料金の上限
〈国際線〉(消費税込)
大人　1,300 円(満 12 歳以上)　小人　650 円(満2歳以上 12 歳未満※)
※満2歳未満で小人用航空券を使用する場合は小人料金

4. そ　の　他
・料金の徴収開始時期:令和9年4月7日以降の発券分から
・料金の徴収方法:航空券に含ませ航空運賃と同時に徴収

問い合わせ先
航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課
03－5253－8111　今田(内線 49-114)、初谷(内線 49-115)、山本(内線 49-107)
03－5253－8715(直通)